

所教教総第112号
平成21年9月8日



所沢市監査委員	阿部武志様
同	二見孝様
同	小川京子様
同	中村太様

所沢市教育委員会
委員長 富田常世

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成21年7月31日付け所監第28号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	教育総務部教育総務課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>生徒校外活動費交付金事務に、一部不適切な事務処理が見受けられたので、再発防止策については速やかに講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">〔三ヶ島中学校〕</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>生徒校外活動費交付金を含め金銭の収入、支出に係る事務処理については、その都度、帳票を作成し管理者の確認を受けるとともに、預金口座の預入れ・引出しの事務等、要綱等に基づき適正に処理するよう指導を徹底いたしました。</p> <p>今後の対応として、年度末に各学校の交付金等の会計処理を報告させ、会計処理が適正に処理されているか、各学校訪問を検討いたします。</p> <p>なお、対象校については定期監査結果報告書を対象校以外においては小中学校定期監査結果を通知し、今回の監査結果を踏まえ学校管理運営を行うよう指導いたしました。</p>	